

「第2回平和大通りキッチンカー活用社会実験」出店に関する覚書（案）

平和大通り（広島市道比治山庚午線）の緑地において実施する「第2回平和大通りキッチンカー活用社会実験」（以下「本社会実験」という。）でのキッチンカー（移動販売車をいう。以下同じ。）の出店に関し、広島市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、交通上の課題や持続的な運用に向けた環境づくり等を確認・検証するために実施する本社会実験に関し、平和大通りの緑地において乙が行うキッチンカーの出店（以下「本件出店」という。）に当たり必要な事項を定める。

（総則）

第2条 甲及び乙は、この覚書に基づき、本社会実験に係る募集要項（以下「募集要項」という。）等に従い、日本国の法令を遵守の上、信義を旨とし、誠実に義務を履行しなければならない。

- 2 乙は、本件出店に当たって、本社会実験の目的及び公共性を十分に認識し、安全な出店を行わなければならない。
- 3 乙は、本件出店に当たっては、募集要項、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、製造物責任法（平成6年法律第85号）その他関係法規を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負う。

（取扱品目等）

第3条 本件出店に係る取扱品目、場所、期間等については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 取扱品目 〇〇〇〇
- (2) 出店場所 平和大通りの緑地（広島市中区小町2番地先）（場所〇）
- (3) 出店期間 令和8年2月28日から3月22日までの間で乙が定める。
- (4) 営業時間 原則午前10時から午後5時までの範囲で乙が定める。
- (5) 使用面積 〇㎡（車両番号：〇〇〇〇）

- 2 乙は、前項の規定にかかわらず、本社会実験の実施状況等により、甲から、取扱品目等の変更等の指示があった場合には、乙の負担において、速やかに必要な措置を講じるものとする。

（出店料等）

第4条 乙は、本社会実験が市の取組であることを踏まえ、利益還元として、道路占用料相当額（1㎡当たり198円/日）又は出店売上の5%のいずれか高い金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）の出店料を納付しなければならない。

- 2 乙は、前項の出店料について、甲の請求に基づき、指定する期間内に納付するものとする。この覚書の解除又は終了の後においても、同様とする。
- 3 甲は、自己の責めに帰すべき事由によりこの覚書が解除された場合を除き、既に納入された出店料を返還しない。

(実施費用の負担)

第5条 本件出店に必要な経費等は、すべて乙の負担とする。ただし、甲が別に定めたものについては、甲が負担する。

(権利義務の譲渡制限等)

第6条 乙は、この覚書によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、転貸し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、本件出店の全部又は一部を第三者に行わせてはならない。ただし、乙が、募集要項に規定するマネジメント事業者（以下「マネジメント事業者」という。）であり、かつ、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、本件出店の一部を第三者に行わせることができる。

3 乙は、前項の規定にのっとり、本件出店の一部を第三者に行わせる場合は、業務提携契約の締結等に際し、募集要項その他関係法令を遵守させるよう、必要な措置を講じなければならない。

(営業許可等)

第7条 乙は、本件出店に当たり、次の各号に定める内容を満たさなければならない。なお、乙がマネジメント事業者である場合は、提携出店者等に対し、内容を満たすよう遵守させること。

(1) 飲食物を取扱品目とする場合は、食品衛生責任者の資格及び自動車による食品営業に係る営業許可（調理営業又は販売業若しくはその両方。広島県内で有効な許可に限る。）を有すること。なお、食品衛生法の改正（令和3年6月1日以降）により、要許可業種と届出が不要な業種以外の出店者は、保健所に適切な届出等を行うこと。

(2) 火気器具等の使用に応じ、消防署に適切な届出等を行うこと。

(3) 前各号のほか、営業に必要な許可や資格を有し、関係行政庁に適切な届出等を行うこと。

(交通安全対策等)

第8条 乙は、本件出店に当たり、募集要項に定めるところにより、次の各号に定める事項を行わなければならない。なお、関係行政庁又は甲から、改善等の指示があった場合には、乙の負担において、速やかに必要な措置を講じるものとする。

(1) 交通安全対策

(2) 衛生管理

(3) 美化活動

(4) 広報活動等への協力

(5) トラブル対応

(管理に関わる事項)

第9条 乙は、道路交通法又は道路法に基づき道路交通又は道路を管理する者（以下「管理者」という。）が、管理上又は公益上やむを得ないと認めて行う指示に従い、乙の責任の有無にかかわらず、乙の負担において、速やかに必要な措置を講じるものとする。また、乙は、管理者からの指示があった際には、速やかに甲に報告することとする。

2 本社会実験中において、管理者が特段の事情の変化などによる道路使用等に係る許可条件等

を変更した場合は、甲は、乙に対し変更された許可条件等に沿った指示を通知することとする。

- 3 乙は、前項による通知を受けた際には、乙の負担において、速やかに必要な措置を講じるものとする。

(原状回復等)

第10条 乙は、本件出店に係る営業の都度、乙の負担において、原状回復を行わなければならない。

(出店報告等)

第11条 乙は、募集要項に定めるところにより、甲に対して、最終出店日から14日以内に所定の出店報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、乙から知り得た事実について、乙固有の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、これを公表することができるものとする。

(出店中止指示)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙の出店中止を指示することができる。

- (1) 荒天等のため利用者の安全確保に支障があると甲が判断したとき（管理者の指示による場合を含む。）。
- (2) 市の業務や他の公用・公共用の事業のために出店中止が必要であると甲が判断したとき。
- (3) 乙が禁止事項や遵守事項に違反していることが判明したとき。

- 2 乙は、前項の規定による出店中止により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この覚書を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく出店を行わないとき。また、出店を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (2) 本件出店に必要な関係行政庁からの許可を受けていないとき又は取り消されたとき。
- (3) 出店料の納付を怠り、かつ、甲の催告を受けてもなお指定期限までに納付しないとき。
- (4) 応募申請時の書類に虚偽があり、本来応募資格を有していなかったとき。
- (5) 暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者にこの契約より生じる権利又は義務を譲渡し、又は承継させたとき。
- (6) 次のいずれかに該当するとき。

ア 警察等捜査機関からの通報等により、乙が暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが判明したとき。

イ 下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の締結に際し、その相手方となる事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることを知りながら、当該事業者と当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結したと認められるとき。

ウ 乙が締結した下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方である事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが警察等

捜査機関からの通報等により判明した場合（イに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、募集要項又はこの覚書に違反したとき。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、本件出店に必要な関係行政庁からの許可を受けられないとき又は取り消されたときは、この覚書を解除することができる。

3 乙は、第1項又は第2項の規定によるこの覚書の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。

4 第1項各号に掲げる事項が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第1項の規定によるこの覚書の解除をすることができない。

5 甲が第1項又は第2項の規定によりこの覚書を解除したときは、乙は、乙の負担において、速やかに原状回復を行うものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第14条 乙は、本件出店に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(損害賠償等)

第15条 本件出店について生じた損害については、甲の責によることが明らかな場合を除き、乙がその費用を負担する。

2 乙は、本件出店に起因し、又はこれに関連して、第三者に損害があったときは、その損害を賠償する責務を負うものとする。

3 乙は、予想した営業収益をあげ得なかった場合でも、それを理由にその損害の補填、補償を甲に請求することはできない。

4 乙は、本件出店に関する苦情、クレームに起因して損害があった場合でも、それを理由にその損害の補填、補償を甲に請求することはできない。

5 乙は、甲の指示による出店中止又は許可の取消しに起因して損害があった場合でも、それを理由にその損害の補填、補償を甲に請求することはできない。

(第三者からの苦情処理)

第16条 乙は、出店場所での自己の営業に起因し、又はこれに関連して生じた第三者からの苦情若しくは第三者との間の事故等が生じ営業に支障を来し、又は来すおそれがあるときは、速やかに甲に報告するとともに、責任をもって解決するものとする。

(有効期間)

第17条 この覚書の有効期間は、覚書締結日から令和8年3月31日までとする。

(補則)

第18条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して、これを定める。

この覚書の証として本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 広島県広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市
代表者 広島市長 松井 一實

乙 広島県〇〇市〇〇
〇〇〇〇
代表 〇〇 〇〇